

福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会（以下「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、福岡県において戦略産業雇用創造プロジェクトを活用して実施する先端成長分野における人材の確保・育成、カイゼン指導や設備投資の支援（「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト」という。）等について協議・検討し、当該支援等を実施することにより、先端成長分野におけるさらなる事業拡大と良質で安定的な雇用を創出することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、戦略産業雇用創造プロジェクトに基づく次に掲げる事業その他必要と認められる事業を行う。

- (1) 地域の関係者が一体となって雇用創造に取り組むための土壌の構築、その他事業主の雇用拡大や求職者の人材育成を実施するために必要な事業
- (2) 福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクトに参加する企業の雇用機会の拡大及び生産現場の改善に向けた事業
- (3) グリーンイノベーション人材育成・雇用創造プロジェクトに参加する企業の雇用機会の拡大に向けた事業
- (4) 地域の求職者の能力開発や人材育成を図るための事業

2 協議会は、前項の事業の一部について、その実施を地域協議会以外の者に委託することができる。

第2章 構成員

(構成員)

第4条 協議会は、次の者により構成する。

- (1) 福岡県
- (2) 関係市町村
- (3) 経済団体
- (4) 産学官連携組織
- (5) 金融機関
- (6) 国の機関
- (7) その他協議会の円滑な運営や事業の効果的実施のために必要と認められるもの

2 構成員の委嘱は、会長が行う。

第3章 役員

(会長)

第5条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

(副会長)

第6条 協議会に、2名の副会長を置く。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(監事)

第7条 協議会に、2名の監事を置く。

2 監事は、協議会の会計を監査する。

(選任等)

第8条 会長、副会長及び監事は、総会において選任する。ただし、福岡県福祉労働部労働局労働政策課に所属する職員は選任できない。

2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により専任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 オブザーバー

(オブザーバー)

第9条 協議会に、総会における議決権を有しないオブザーバーを設置する。

2 オブザーバーの委嘱は、会長が行う。

第5章 総会

(総会)

第10条 総会は、構成員をもって構成する。

2 総会の議長は、会長が務める。

(権能)

第11条 総会は、本規約で定めるもののほか、協議会の事業及び運営に関する基本的事項について審議、決定する。

(開催)

第12条 総会は、会長が必要と認めた時又は構成員から招集の請求があったときに、会長が招集し開催する。

(定数及び議決)

第13条 総会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 総会の議事は、出席構成員の賛成多数をもって決する。

(議事録)

第14条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議事録署名人が、署名又は記名押印をしなければならない。

第6章 運営会議

(運営会議)

第15条 会長は、協議会の業務を円滑に行うため、運営会議を開催することができる。

2 運営会議は、各構成員の実務担当者等を委員として構成する。

(機能)

第16条 運営会議は次の事項を行う。

- (1) 事業構想及び事業計画案の検討
- (2) 事業実施に当たっての具体的な企画・運営に係る事項の審議
- (3) その他事業実施に必要な事項

(開催)

第17条 運営会議は、会長が必要と認めたときに開催する。

第7章 会計等

(事業構想、事業計画及び予算)

第18条 協議会の事業構想、事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 会長は、年度当初から総会まで、暫定予算を組むことができる。

(事業報告及び決算)

第19条 協議会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において議決を得なければならない。

(会計年度)

第20条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第21条 この規約を変更する場合は、総会において議決を得なければならない。

(解散)

第22条 協議会は、総会の議決を得て解散することができる。

第9章 事務局

(事務局)

第23条 協議会の事務を処理するため、福岡県福祉労働部労働局労働政策課に事務局を置く。

2 事務局に関する事項については、会長が別に定める。

第10章 雑則

(補則)

第24条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成25年10月25日から施行する。

2 協議会設立当初の役員の任期については、第8条の規定にかかわらず、協議会設立の日から平成26年度の最初の総会の日までとする。

3 協議会設立当初の会計年度は、第20条の規定にかかわらず、本会設立の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。